

# 特別交付税に関する省令の一部を改正する省令案 概要

- 令和5年度特別交付税の3月算定にあたり、「特別交付税に関する省令」について、所要の改正を行うもの。

## 概要

### 1. 令和6年能登半島地震に係る算定の特例

- 現時点で災害対応等に係る所要経費の実績額を把握することが困難であるため、災害復旧経費、り災世帯数等に基づく包括的な算定(2月改正で措置済)に加え、災害救助費、なりわい再建支援事業及び災害等廃棄物処理事業についても見込額に基づく算定を行うこととする。

※ 令和6年度算定においては、実績値に基づく算定を行った上で、見込額に基づく今回の算定額を控除する。

- また、石川県について、全国の自治体からの応援職員等の宿泊場所の確保その他の支援に要する経費についても、特別交付税措置を新設。

### 2. 主な新規項目

#### ○ 地域公共交通の再構築事業

鉄道事業者と地域の合意に基づくローカル鉄道の再構築(上下分離等による鉄道輸送の高度化又はバスへの転換)を図るため、社会資本整備総合交付金等を受けて実施する場合の地方負担について、特別交付税措置を新設。

#### ○ デジタル人材の確保・育成

地方公共団体におけるデジタル化の取組を進めるため、都道府県や連携中枢都市等による市町村支援のためのデジタル人材の確保やデジタル化の取組の中核を担う職員(DX推進リーダー)の育成に要する経費について、特別交付税措置を新設。

#### ○ 地域におけるリスクリングの推進

地域に必要な人材の確保(中小企業、農林水産、介護等)を進めるため、デジタル・グリーン等成長分野に関するリスクリングの推進に要する経費について、特別交付税措置を新設。

## 施行期日

公布の日 (予定: 令和6年3月21日 改正省令公布・施行、3月22日 3月交付額の決定、3月26日 現金交付)